

株式会社 CAICA DIGITAL

証券コード：2315

第36期

定時株主総会 招集ご通知

目次

第36期定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使の方法についてのご案内……………	3
事業報告……………	5
連結計算書類等……………	27
計算書類等……………	33
株主総会参考書類……………	41

開催日時

2025年1月30日（木曜日）午後2時

開催場所

東京都港区北青山三丁目6番8号
ザストリングス 表参道 1階 グランドセントラル

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

(証券コード 2315)
2025年1月15日
(電子提供措置の開始日2025年1月8日)

株 主 各 位

東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社 CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第36期定時株主総会招集ご通知」及び「第36期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.caica.jp/general-meeting/>

電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、以下のいずれかの方法によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1月29日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

前回と同様に、集中する時間を避けて、午後2時からの開催とさせていただきますので、お間違えないようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

3頁及び4頁に記載の「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月30日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ ストリングス 表参道 1階 グランドセントラル

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第36期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
（お 願 い） 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。  
総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

（重複して行使された議決権の取扱いについて）

- （1）書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （2）インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

### ■ 株主総会にご出席いただける場合

#### 株主総会へ出席



株主総会開催日時 2025年1月30日（木曜日）午後2時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### ■ 株主総会にご出席いただけない場合

#### 書面による議決権行使

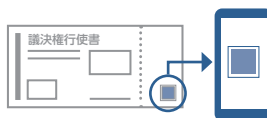


##### 議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）  
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 「スマート行使」によるご行使



##### 議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）  
午後5時45分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

#### インターネットによるご行使

パソコン、スマートフォン又は  
携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

##### 議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）  
午後5時45分まで

議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

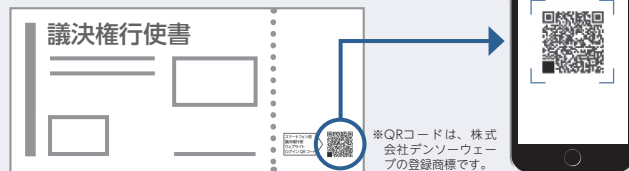
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 「スマート行使」によるご行使

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

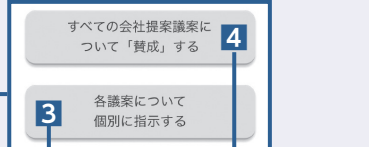
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

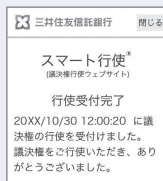


### 3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### 4 全ての会社提案議案について「賛成」する



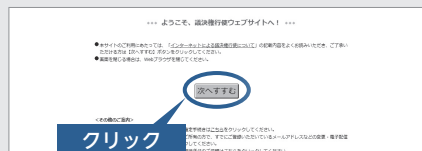
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



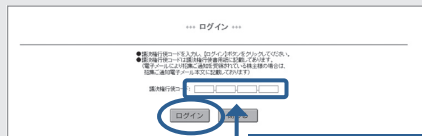
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## インターネットによるご行使

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



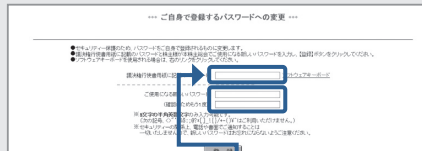
### 2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### 3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。  
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# 事業報告 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

---

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年11月1日～2024年10月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、円安に伴うインバウンド需要の増加を背景に、日経平均株価が最高値を更新する等、大企業を中心に景況感が改善してきております。一方、金融資本市場の変動の影響や、ウクライナ、イスラエル情勢等の地政学リスクの高まりによる原油価格や原材料価格の高騰等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するITサービス業界及び金融サービス業界は、各企業の業務効率化への意欲と労働人口の減少による人員不足に伴い、DXの推進が求められております。DX推進の動きにより、先端技術の重要性とITサービス産業及び金融サービス産業の市場の拡大が益々加速していくものと見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、前連結会計年度に実施した暗号資産関連事業の子会社売却も含め、赤字が継続していた金融サービス事業の一部から撤退し、安定的なキャッシュ・フローを産むグループ体制への移行を図っております。今後は、従前から黒字が継続しているITサービス事業を軸に金融サービス事業におけるWeb3分野でのビジネスを拡大することで収益力の向上を図ってまいります。Web3分野でのビジネス拡大の一環として、2024年2月に、韓国のWeb3企業であるSevenline Labs社と業務提携し、韓国におけるゲーム市場の開拓を推進しております。また2024年3月に、フィスコ社との資本業務提携を強化し、Zaif INOが取り扱うNFTの発掘及び販売促進、フィスコ社が有する投資情報について生成AIを使った対話型スクリーニングの共同研究等を行っております。さらに、2024年4月には、クシム社の子会社であるチューリングラム社とカイカコインのGameFi分野における利活用に向けたパートナーシップを締結し、カイカコインを通じたGameFiのユーザー獲得や継続的なコミュニティ運営を可能とするGameFi連携機能の充実を図っております。また、2024年6月に、EWARRANT INTERNATIONAL LTD. (以下、「EWI」)、株式会社C A I C A デジタルパートナーズ (以下、「C A I C A デジタルパートナーズ」) 及びCK戦略投資事業有限責任組合の連結子会社3社の解散及び清算を決議いたしました。なお、CK戦略投資事業有限責任組合は、第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外し、EWI及びC A I C A デジタルパートナーズは第4四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

これらの施策の結果、当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの黒字化を達成することができました。

当連結会計年度における売上高は5,606百万円（前連結会計年度比1.3%減）となりました。

金融サービス事業においては、保有する暗号資産（カイカコイン及びスケブコイン）の暗号資産評価損327百万円を売上原価に計上いたしました。一方、ITサービス事業である株式会社C A I C Aテクノロジーズ（以下、「C A I C Aテクノロジーズ」）における売上高は概ね堅調に推移いたしました。

利益面につきましては、前連結会計年度に売却した暗号資産関連子会社や、第一種金融商品取引業及び投資運用業に関する事業を廃止した株式会社EWJ（以下、「EWJ」）の販売費及び一般管理費の削減効果により、営業損失は159百万円（前連結会計年度は営業損失2,378百万円）と大きく改善いたしました。経常損失は、投資事業組合運用損86百万円等の営業外費用136百万円を計上したこと等により263百万円（前連結会計年度は経常損失2,560百万円）となりました。また、投資有価証券評価損108百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は359百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,889百万円）となりました。

なお、当連結会計年度から、それまで「売上高」に含めていた活発な市場が存在しない暗号資産の評価損について、経済的実態をより適切に連結計算書類に表示するため、「売上原価」に含めて表示する方法に変更しております。当該変更に伴い、前連結会計年度の業績については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を用いて比較しております。

詳細につきましては、「第36期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）連結注記表（表示方法の変更に関する注記）」をご参照ください。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

## 1) ITサービス事業

システム開発を担うC A I C Aテクノロジーズは売上高、営業利益ともに前連結会計年度を上回って推移いたしました。とりわけ利益面では、顧客への価格交渉や高単価案件を選別して受注したことにより、利益率が大きく改善いたしました。

金融機関向けのシステム開発分野は、新規案件の獲得が想定を下回ったことを主要因として、売上高はやや低調となりましたが、銀行等の継続案件は、堅調に推移いたしました。なお、継続案件の価格交渉と新規案件の受注条件の見直しを実施し、営業利益は大きく改善いたしました。

非金融向けシステム開発分野は、依然として顧客の事業拡大意欲が高く、IT投資も継続されていることから、大手SIer等の既存顧客からの受注は堅調に推移いたしました。また現在、C A I C Aテクノロジーズでは、DXソリューションのサービスに注力しており、2024年1月にPegasystems社、2024年4月にはHCLSoftware社と提携いたしました。大手エンタープライズ向けのDXソリューションパッケージを有するこれら海外ベンダーとの提携により、ソリューションパッケージの販売代理、コンサルティング、導入、付随するシステムの構築、保守運用までを一貫して、フルSIとして提供することで収益向上を図ってまいります。また、当該サービスの拡大に向け、C A I C Aテクノロジーズは、DXソリューション営業のスペシャリストを新たに採用し、第4四半期連結会計期間より営業活動を本格始動させております。

フィンテック関連のシステム開発分野は、決済系の案件を中心に安定的に受注を獲得し、堅調に推移しております。

これらの結果、ITサービス事業の売上高は、5,575百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業利益は636百万円（前連結会計年度比54.5%増）となりました。

## 2) 金融サービス事業

当連結会計年度における売上高は、当社において暗号資産を売却したことによる売上高のプラス計上があった一方で、当社グループが保有する暗号資産（カイクコイン及びスケブコイン）について、経済・市場環境、会計基準等に照らし、処分見込価額を検討した結果、評価額を備忘価額まで切り下げることが妥当であると判断し、暗号資産評価損327百万円を売上原価\*に計上いたしました。なお、今回の計上で、現在保有している、活発な市場が存在しない暗号資産については、当連結会計年度において重要性の乏しいものを除いて備忘価額まで切り下げ済みとなるため、来期以降は暗号資産評価損の計上は見込んでおりません。

※従来、活発な市場が存在しない暗号資産の評価損は、「売上高」にマイナス表示しておりましたが、当連結会計年度において「売上原価」に含めて表示する方法に変更しております。

カイカフィナンシャルホールディングスが運営するZaif INOの売上高は、NFTの販売高に応じた販売手数料を収益源としております。当連結会計年度は、Web3ウォレット無しでNFTが購入できる簡便さと、カードをスマホにかざすだけでNFTの保有確認ができるという機能性から、会員権やチケットとしての活用が期待できるNFTカードやZaif INOメンバーズウォレットカード、高収益である自社オリジナルNFT、読者と漫画家がともに出版を目指すNFT漫画の販売など、ゲーム領域以外の分野でのラインナップを拡充いたしました。加えて、TOPPAN社とのWeb3領域におけるNFTの活用の連携においては、TOPPAN社の顧客に対して、NFC技術を利用して簡単にNFTを体験できるサービスの提供を開始いたしました。

更に、初心者を含む幅広いユーザー層に対応するため、Zaif INOの販売サイトを全面リニューアルする等、ユーザビリティの向上を図りました。

又、CAICA Web3 for Bizのサービス拡充に向け、コミュニティ運営支援のSHINSEKAI Technologies社、ブロックチェーン事業開発のアーリーワークス社、ブロックチェーンネットワークサービスのTHXLAB社と新たに業務提携契約を締結いたしました。

カスタマーディベロップメントサービスは、暗号資産や金融業界をはじめとした様々な業界に適応可能な顧客対応を行っております。高水準のカスタマーサポートチームを提供するほか、カスタマーとの友好な関係構築を支援しています。なお、Zaif INO及びカスタマーディベロップメントサービスの業績は概ね計画の範囲内で推移しております。

カイカコインにつきましては、上述のカイカコインの評価額の切り下げに関わらず、当社グループで引き続きカイカコインの価値向上施策を推進し、2023年9月25日付で公表したカイカコインライトペーパーに記載のとおり、カイカコインが国内のGameFiエコシステムにおけるハブとなる暗号資産になることを目指してまいります。

カイカコインライトペーパー： <https://www.caica.jp/cicc/litepaper/document/>

これらの結果、金融サービス事業の売上高は38百万円（前連結会計年度比72.0%減）、営業損失は469百万円（前連結会計年度は営業損失2,407百万円）となりました。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において、「売上高」に含めておりました「暗号資産評価損」は、「売上原価」に組替えております。

### 3) その他

その他につきましては、暗号資産コンテンツの提供を行うメディア事業で構成されており、売上高は0百万円（前連結会計年度比87.0%減）、営業利益は0百万円（前連結会計年度比87.0%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

継続企業の前提に関する重要事象等については、次のとおり当連結会計年度において解消したと判断しております。

当社グループは、前連結会計年度より継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していたことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が生じておりました。しかしながら、当該重要事象等を解消するために、ITサービス事業において、顧客への価格交渉や高単価案件を選別して受注する等の施策を実行した結果、利益率が大きく改善し、当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローは黒字化いたしました。当連結会計年度の業績においても、営業損失159百万円、経常損失263百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失359百万円を計上しておりますが、一時的な暗号資産評価損の計上額を除けば、営業損益は実質的に黒字となりました。

以上を踏まえ、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事業又は状況は、現時点において存在していないものと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消いたしました。

今後も以下の施策を通し業績の回復を図ってまいります。

当社グループは、安定したキャッシュ・フローを産みだすシステム開発のITサービス事業に集中するとともに、Web3ビジネスを伸長することで業績の回復を図ってまいります。

具体的には、Web3コンサル事業のCAICA Web3 for Biz及びCAICAテクノロジーズにおけるDXコンサルティング事業から上流工程の高単価SI案件を獲得することで、収益改善を図ってまいります。また、2026年10月期までに営業利益率6%を目指します。さらに、2026年10月期までにITサービス事業の人員（パートナー人員を含む）を2023年10月期比で8.5%増の725人とする予定であり、一人当たりの売上も8.5%増とする予定です。

なお、これまで業績面で大幅なマイナスの影響をもたらしていた暗号資産関連事業の子会社を売却し、第一種金融商品取引業及び投資運用業に関する事業を廃止したことで、2024年10月期の販売費及び一般管理費は、2023年10月期比で約21億円が削減されました。

この方針をふまえた、2024年～2026年までの3カ年を対象とする中期経営計画は以下のとおりです。なお、中期経営計画の方針・各施策に変更はありませんが、M&Aによる事業拡大の時期を後ろ倒しにし、2025年10月期は下記の計画値といたしました。2026年10月期の計画値は据え置くことといたします。

#### 中期経営計画（2024年～2026年）

|        | 2024年10月期<br>(実績) | 2025年10月期 | 2026年10月期 |
|--------|-------------------|-----------|-----------|
| 連結売上高  | 5,606百万円          | 6,220百万円  | 7,813百万円  |
| 連結営業利益 | △159百万円           | 215百万円    | 467百万円    |

中期経営計画の達成に向けた具体的な施策は以下のとおりです。

#### 1. 既存Web3事業の拡大

##### ・カイカコイン（CICC）の資産価値向上

当社は自社で暗号資産のカイカコインを発行しており、運用実績は8年に及びます。今後は、活用シーンを増やすことで資産価値の向上を図ります。

##### ・Zaif INOにおけるサービスの拡充

カイカフィナンシャルホールディングスが運営する審査制NFT販売所Zaif INOでは、クリエイターが制作した作品のNFT化からマーケティングまでを包括して行っております。当連結会計年度は、NFT販売サイトを全面リニューアルし、初心者にやさしいポップで直感的なデザインに一新いたしました。また、Zaif INOにおける決済手段を拡充し、クレジットカード決済とカイカコインでの決済を実装いたしました。さらにウォレットや暗号資産なしでNFTが購入できるNFTカードの販売を開始いたしました。今後もサービスの拡充を積み重ねてまいります。

#### 2. DXコンサルティングによるSI事業の伸長

当社グループは暗号資産交換所Zaifの運営経験や、NFT販売所Zaif INOの運用実績を活かし、C to CプラットフォームやIPを保有する企業に対して、Web3事業開発のノウハウを提供します。

また、CAICAテクノロジーズにおいては従来、開発案件の二次請け受注業務を行ってまいりましたが、これに加え、DXソリューションサービス事業に注力しております。

#### 3. M&Aによる事業拡大

当社は積極的にM&Aを行い、中期的な事業拡大を図ってまいります。現在、当社が想定している対象企業及び戦略は以下のとおりです。これまでに金融サービス事業で得た知見とパイプラインを活かし、複数の案件を検討しております。

- ・ブロックチェーン関連企業

ブロックチェーンを活用したサービスを展開する企業をM&Aにより獲得し、当社のノウハウを活かし更なる業績拡大を図ります。

- ・Web3と親和性の高い企業

ゲーム開発会社や、独自のIPを所有する会社をM&Aにより獲得し、当社とのシナジーにより、高い収益性を目指します。

- ・システム開発企業

引続きマーケットは需要が旺盛であり、C A I C Aテクノロジーは需要過多な状況です。M&Aにより獲得した企業のリソースを活用するとともに新規顧客の開拓に努め、事業拡大を図ります。

今後、これらの具体的な施策を推進していく上での課題は、専門分野に特化した人材及びハイスペックな人材の確保であると認識しております。

これにあたり、コンサルティングの専門人材やハイスペックなエンジニア等の確保が必要であることから、ヘッドハンティング会社や、専門分野に特化した紹介会社の利用による採用活動に加え、現状の社員紹介制度を充実させることで人材の獲得を強化してまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 項目 \ 期別                       | 第 33 期<br>(2021年10月期) | 第 34 期<br>(2022年10月期) | 第 35 期<br>(2023年10月期) | 第 36 期<br>(2024年10月期) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高                         | 5,946,824             | 6,442,575             | 5,679,575             | 5,606,650             |
| 経 常 損 失 ( △ )                 | △929,310              | △1,395,313            | △2,560,936            | △263,766              |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | △799,897              | △6,244,896            | △3,889,510            | △359,857              |
| 1 株当たり当期純損失(△)                | △10円87銭               | △54円69銭               | △31円57銭               | △2円64銭                |
| 総 資 産                         | 107,218,127           | 59,032,797            | 2,971,544             | 2,425,099             |
| 純 資 産                         | 11,396,624            | 5,152,790             | 2,198,327             | 1,659,307             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額             | 97円38銭                | 42円81銭                | 15円95銭                | 12円16銭                |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2021年5月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第33期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第35期における総資産の大幅な減少については、株式会社カイカエクスチェンジホールディングス及びその子会社を連結の範囲から除外したことによるものであります。
5. 第36期より、活発な市場が存在しない暗号資産の評価損について、売上高に表示する方法から売上原価に表示する方法に変更したため、第35期に係る売上高については、当該表示方法の変更を遡って適用した組替え後の数値となっております。

## (10) 主要な事業内容 (2024年10月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社6社で構成されており、主要な事業内容としては「ITサービス事業」と「金融サービス事業」を展開しております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

| 事業の種類     | 内 容                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IT サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・システム開発</li><li>・システムに関するコンサルティング</li><li>・システムのメンテナンス・サポート</li><li>・暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング</li><li>・企業サポートプラットフォームの運営及びその運営に係るシステム開発、ソフトウェアの販売及びサイトの企画、制作、管理</li></ul> |
| 金融 サービス事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・暗号資産の投融資、運用</li><li>・NFT販売所の運営</li><li>・親会社及び関係会社のための管理、サポート業務等</li><li>・貸金業</li></ul>                                                                                          |
| その他       | <ul style="list-style-type: none"><li>・暗号資産関連コンテンツの提供を行うメディア事業</li></ul>                                                                                                                                               |
| 全社（共通）    | <ul style="list-style-type: none"><li>・グループ各社の管理運営業務等</li></ul>                                                                                                                                                        |

- (注) 1. カバードワラントのマーケットメイク業務を行っていた子会社のEWARRANT INTERNATIONAL LTD.は2024年6月に解散及び清算を決議し、現在、清算手続き中であります。
2. 子会社であったCK戦略事業有限責任組合は、2024年6月に解散及び清算を決議し、2024年8月に清算終了いたしました。
3. 子会社であった株式会社C A I C Aデジタルパートナーズは、2024年6月に解散及び清算を決議し、2024年9月に清算終了いたしました。

**(11) 主要な拠点等（2024年10月31日現在）**

当 社：本社（東京都港区）

子会社：各本社（東京都4社、英国領ヴァージン諸島1社、英国領ケイマン諸島1社）

（注）清算が終了したCK戦略投資事業有限責任組合及び株式会社C A I C A デジタルパートナーズ、清算手続き中のEWARRANT INTERNATIONAL LTD.は連結から除外したため拠点を記載しておりません。

**(12) 従業員の状況（2024年10月31日現在）**

| 事業の種類     | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------|-------------|
| IT サービス事業 | 327名 | △22名        |
| 金融 サービス事業 | 5名   | △24名        |
| 全 社 （共 通） | 17名  | △3名         |
| 合 計       | 349名 | △49名        |

（注）従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社の出向者を含む。）であり、役員は含まれておりません。

**(13) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年10月31日現在）**

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 持株比率              | 主要な事業内容                       |
|-------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス  | 100%              | 金融サービス事業を統括する中間持株会社、NFT販売所運営等 |
| SJ Asia Pacific Limited | 100% <sup>注</sup> | 中間持株会社                        |
| 株式会社C A I C Aテクノロジーズ    | 100%              | システム開発事業等                     |
| 株式会社カイカファイナンス           | 100%              | 貸金業等                          |
| 株式会社EWJ                 | 100%              | 親会社及び関係会社のための管理、サポート業務等       |
| EWARRANT FUND LTD.      | 100%              | カバードワラントの発行業務                 |

当社の連結子会社は上記重要な子会社の6社であります。

なお、カバードワラントの発行業務を行っていたEWARRANT FUND LTD.は事業を廃止しております。

カバードワラントのマーケットメイク業務を行っていた子会社のEWARRANT INTERNATIONAL LTD.は清算手続き中のため、重要な子会社の状況に記載しておりません。

また、清算が終了したCK戦略投資事業有限責任組合及び株式会社C A I C Aデジタルパートナーズ、清算手続き中のEWARRANT INTERNATIONAL LTD.は連結から除外されております。

(注) 間接所有割合を含む比率であります。

## ③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

| 名称               | 住所               | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額  |
|------------------|------------------|----------|----------|
| 株式会社CAICAテクノロジーズ | 東京都港区南青山五丁目11番9号 | 548百万円   | 1,718百万円 |

## ④ 関連会社の状況

該当事項はありません。

## (14) 主要な借入先 (2024年10月31日現在)

| 借 入 先                        | 借 入 額      |
|------------------------------|------------|
| 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス (注) | 169,996 千円 |

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社グループの借入先の状況を記載しています。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 136,560,794株 (自己株式139,361株を含む)
- (3) 株主数 49,478名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                    | 持 株 数        | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 株 式 会 社 フ ィ ス コ                                          | 株 20,329,060 | % 14.90 |
| 株 式 会 社 ク シ ム                                            | 6,594,956    | 4.83    |
| 岸 間 健                                                    | 1,275,000    | 0.93    |
| 東 京 短 資 株 式 会 社                                          | 996,100      | 0.73    |
| 吉 田 玲 子                                                  | 680,000      | 0.50    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                                          | 628,900      | 0.46    |
| み ず ほ 証 券 株 式 会 社                                        | 549,600      | 0.40    |
| BNY SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD | 548,353      | 0.40    |
| 藤 田 集 司                                                  | 480,000      | 0.35    |
| 和 田 建 生                                                  | 468,000      | 0.34    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (139,361株) を控除して算出しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年10月31日現在）**

---

**(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項（2024年10月31日現在）

### （1）取締役及び監査役の状況

| 役 名             | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長   | 鈴 木 伸   | スクラム事業本部、Web3事業本部、内部監査室、広報 担当、Web3事業本部本部長、株式会社C A I C Aテクノロジーズ代表取締役社長、SJ Asia Pacific Limited Director、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス代表取締役社長、株式会社EWJ代表取締役社長、株式会社カイカファイナンス代表取締役社長、株式会社Z a i f 代表取締役会長              |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 山 口 健 治 | 管理本部 担当、管理本部長、株式会社C A I C Aテクノロジーズ取締役、SJ Asia Pacific Limited Director、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役、株式会社EWJ取締役、EWARRANT FUND LTD. Director、株式会社カイカファイナンス取締役                                                                              |
| 取 締 役           | 深 見 修   | 株式会社C A I C Aテクノロジーズ取締役、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役、株式会社EWJ取締役、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役、株式会社グロリアツアーズ取締役、株式会社ネクスグループ取締役、株式会社ネクス取締役、株式会社ネクスファームホールディングス取締役、株式会社実業之日本デジタル取締役、ITAL-J JAPAN株式会社取締役、株式会社フィスコ取締役、株式会社ヤシマ代表取締役、株式会社ネクスプレミアムグループ取締役 |
| 取 締 役           | 川 崎 光 雄 | 株式会社カテナシア代表取締役、一般財団法人アジア医療支援機構監事、医療法人美ら海ハシイ産婦人科理事、医療法人社団ハシイ産婦人科監事、医療法人社団林産婦人科理事、株式会社ソフィレ代表取締役                                                                                                                                         |
| 取 締 役           | 池 田 祐 作 | いけだ税理士事務所代表、合同会社I K E D A代表社員                                                                                                                                                                                                         |

| 役 名       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                 |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 古 賀 勝   | 株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズ監査役、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス監査役、株式会社EWJ監査役、株式会社カイカファイナンス監査役、株式会社クシムインサイト取締役、株式会社ヴァルキリーキャピタル取締役 |
| 監 査 役     | 杉 本 眞 一 | ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役、医療法人社団直芳甲会監事                                                                         |
| 監 査 役     | 細 木 正 彦 | ウィルコンサルティング株式会社代表取締役、あすか信用組合監事                                                                               |

- (注) 1. 取締役のうち川崎光雄氏、池田祐作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、川崎光雄氏、池田祐作氏は東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、杉本眞一氏、細木正彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉本眞一氏、細木正彦氏は東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 細木正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

| 退任時の会社における<br>地 位 | 氏 名     | 退任時の担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                   | 退 任 日      |
|-------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 取 締 役             | 佐 藤 元 紀 | 株式会社フィスコ代表取締役副社長、株式会社フィスコ経済研究所代表取締役、株式会社ファセツタズム取締役、株式会社実業之日本デジタル取締役、株式会社ネクスペミアムグループ取締役 | 2024年6月26日 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は、取締役川崎光雄氏、池田祐作氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における賠償責任の限度額は、3百万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額であります。

## (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の地位にある者も含まれます。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針につき、その過半数を独立社外取締役で構成される任意の報酬委員会（以下、「報酬委員会」という）の審議を経て、取締役会において決定することとしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査役については、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

#### b.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストックオプションを付与するものとします。非金銭報酬等については、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準を考慮しながら総合的に勘案してその支給の有無、額及び数を決定の上、支給するものとします。

#### c.金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬としての毎月の固定報酬の支給を原則としつつ、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、他社の水準、社会情勢等の考慮要素を踏まえ、非金銭報酬等の割合を決定します。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2005年2月15日開催の株主総会において年額600百万円以内（決議当時7名。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。また、当社監査役の金銭報酬の額は、2005年2月15日開催の株主総会において年額200百万円以内（決議当時3名）と決議されております。

当社取締役の非金銭報酬等の内容は、取締役に対して割り当てるストックオプションであり、2023年1月27日開催の定時株主総会において上記金銭報酬の額とは別枠にて年額200百万円（うち社外取締役は34百万円）以内（決議当時8名（うち社外取締役は3名））と決議されております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の基本報酬、非金銭報酬等の具体的決定にあたっては、取締役会が報酬委員会の答申を踏まえて代表取締役社長鈴木伸（当社スクラム事業本部 Web3事業本部 内部監査室、広報担当 Web3事業本部本部長）に授権し、代表取締役社長鈴木伸があらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会の同意を得た上で決定しております。取締役会が代表取締役社長鈴木伸にこれらの決定を授権した理由は、当社及び当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長鈴木伸が最も適しているからであります。これらの決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、上記手続きを経て決定されていることから、取締役会はその決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |         |        | 対象となる役員の員数<br>(人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|-------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                   |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 21<br>(4)       | 21<br>(4)       | －       | －      | 5<br>(3)          |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 10<br>(3)       | 10<br>(3)       | －       | －      | 3<br>(2)          |
| 合 計                | 31<br>(8)       | 31<br>(8)       | －       | －      | 8<br>(5)          |

(注) 人員数には2024年1月30日をもって退任した取締役1名を含んでおります。期末現在の人員数は取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の取締役の対象となる役員の員数には、無報酬の取締役3名は含まれておりません。

### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

### ⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

### ② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要                                                                                     |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 川 崎 光 雄 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中17回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見をいただいております。取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。                                   |
| 取 締 役 | 池 田 祐 作 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中16回に出席し、税理士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見をいただいております。取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。                          |
| 監 査 役 | 杉 本 眞 一 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中15回に出席、また、監査役会には12回中11回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見をいただいております。取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。              |
| 監 査 役 | 細 木 正 彦 | 当事業年度に開催された取締役会には17回中16回に出席、また、監査役会には12回中12回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見をいただいております。取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が14回ありました。

ロ. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ. 当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

## ④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

## ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支払額（百万円） |
|-------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額       | 28       |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28       |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるUHY東京監査法人は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定時はもとより必要に応じ随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督しております。取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として、「CAICADIGITAL行動規範」を制定し指針としております。また、コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁資料、稟議書及び議事録等を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保管及び保存するものとしております。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムに基づく情報セキュリティ監査を行い、これらの情報(決裁資料、稟議書及び議事録等)を安全かつ適切に管理していることを確認しています。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「コーポレートリスク評価規程」に基づき、財務部門がリスクチェック表を用いた定期的なリスクの評価を実施しており、内部監査室による全社レベル内部統制評価において確認しております。

情報セキュリティにおけるコーポレートリスクについては、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程等を整備し情報セキュリティ管理体制を構築しており、年1回の監査を実施しております。また、災害時には災害対策委員会を設置する旨を「コーポレートリスク管理規程」に定めておりますが、コーポレートリスクとなる災害事象は発生しておりません。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営会議規程に従い経営会議を設置し、代表取締役社長が経営に関する重要事項を決裁する場合及び取締役会へ上程すべき重要事項を決裁する場合の審議・検討・事前承認機関としております。また、取締役会の付議議案を事前送付することで、取締役の事前検討時間を確保しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的とした「関係会社管理規程」を設けております。また、当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、報告事項を定め、管理統括者が入手し検討を行っております。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、重要な子会社に対して当社代表取締役を取締役あるいはDirectorとして派遣しております。

また、関連当事者取引管理規程及び関連当事者取引ガイドラインを整備しており、関連当事者との取引は、事前承認を取締役会に諮っております。また、内部監査室においては重点監査項目として関連当事者取引の適切性確保の確認を行いました。

⑦ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動規範」、「役員規程」及び「就業規則」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶を明記しております。反社会的勢力からの不当要求の窓口を総務部門と定め、情報収集、予防措置及び有事発生時の対応として「反社会的勢力対策規程」及びマニュアルを整備しております。

役員の選任、新規取引開始にあたっては、経歴書、インターネットもしくは民間調査会社からの情報の確認のみならず必要に応じて外部専門機関への照会を行い、反社会的勢力との関係歴を調査しております。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、監査役が補助使用人として総務部門所属の者を指名し監査業務に必要な事項を命令することができること、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないことを明記しております。監査役は代表取締役または取締役会に対して、補助使用人の独立性の確保に必要な要請を行うものとしており、総務部門所属の使用人を補助使用人としています。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等に監査役が出席し、取締役の職務遂行状況を確認しております。

また、内部監査室は監査役との月次定例会議により、内部監査実施状況、内部監査室と会計監査人の2者間での内部統制評価に係る打合せ内容及び監査役と会計監査人の2者間打合せの内容等の情報共有を図っております。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しており、ヘルプライン受付者は監査役へ報告する体制をとっております。

- ⑩ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程により当該報告をした者が、不利な取扱いを受けない処置を定めておりますが、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会に監査役が出席し、そのような事象が発生していないことを確認しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。この方針に則り、監査役の子会社往査に必要な費用等についても、監査役の請求に従い速やかに処理しております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう、監査役、会計監査人、内部監査室の間での会議を四半期毎に行っており、監査の実効性を高めております。

- ⑬ 業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度は取締役会による定時取締役会が12回、臨時取締役会（書面決議を含む。）が19回（うち決算取締役会4回）でありました。また、コンプライアンス委員会においては、定例委員会を8回開催しました。コンプライアンス委員会では、取締役及び使用人に対するコンプライアンス意識の普及及び啓発活動として、全社向けメールマガジンを8回配信しております。また、役員及び社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内窓口及び社外弁護士を受付窓口とするヘルプラインを設置・運営しております。使用人からの通報実績の有無について内部監査室で確認しております。

第36期連結会計年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、適用されていることを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けております。事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、事業戦略、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的に実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期につきましても、資本の充実と財務体質の強化を図るため、内部留保の充実を優先したいと考えており、誠に遺憾ながら前期に引続き、当期の期末配当を無配とすることといたしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2024年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	1,646,557	流 動 負 債	736,732
現 金 及 び 預 金	698,977	買 掛 金	225,161
売 掛 金	887,685	短 期 借 入 金	169,996
商 品 及 び 製 品	576	未 払 金	89,209
仕 掛 品	2,302	預 り 金	13,462
未 収 入 金	16,914	未 払 法 人 税 等	28,664
預 け 金	7,527	未 払 消 費 税 等	42,943
そ の 他	32,573	賞 与 引 当 金	136,868
固 定 資 産	778,541	事 業 撤 退 損 失 引 当 金	1,632
有 形 固 定 資 産	46,039	そ の 他	28,793
建 物 及 び 構 築 物	10,735	固 定 負 債	29,059
工 具、器 具 及 び 備 品	34,803	繰 延 税 金 負 債	528
土 地	500	そ の 他	28,531
無 形 固 定 資 産	1,641	負 債 合 計	765,792
ソ フ ト ウ ェ ア	200	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,441	株 主 資 本	1,807,768
投 資 そ の 他 の 資 産	730,861	資 本 金	50,000
投 資 有 価 証 券	621,483	利 益 剰 余 金	1,863,788
出 資 金	56,552	自 己 株 式	△106,019
長 期 貸 付 金	1,332,634	その他の包括利益累計額	△148,461
繰 延 税 金 資 産	10,817	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△248,957
そ の 他	77,788	為 替 換 算 調 整 勘 定	100,496
貸 倒 引 当 金	△1,368,416	純 資 産 合 計	1,659,307
資 産 合 計	2,425,099	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,425,099

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

科 目										金 額	
										千円	千円
売上高	売上原価										5,606,650
売上総利益	売上総利益										4,996,833
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費										609,817
営業損失	営業損失										769,554
営業外収益	営業外収益										159,737
受取利息及び割引料	受取利息及び割引料									21,603	
貸倒引当金の戻入	貸倒引当金の戻入									8,956	
その他の収益	その他の収益									2,105	32,666
営業外費用	営業外費用										
支払利息	支払利息									4,067	
支払手数料	支払手数料									135	
投資有価証券の評価損	投資有価証券の評価損									24,068	
投資有価証券の運用損	投資有価証券の運用損									86,093	
貸倒引当金の繰入	貸倒引当金の繰入									20,925	
その他の費用	その他の費用									1,404	136,695
経常損失	経常損失										263,766
特別利益	特別利益										
新株予約権の戻入	新株予約権の戻入									3,731	
金融商品の取引責任準備金の戻入	金融商品の取引責任準備金の戻入									8	3,739
特別損失	特別損失										
投資有価証券の評価損	投資有価証券の評価損									108,504	108,504
税金等調整前当期純損失	税金等調整前当期純損失										368,530
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税									18,834	
法人税等調整額	法人税等調整額									△10,817	8,017
当期純損失	当期純損失										376,548
非支配株主に帰属する当期純損失	非支配株主に帰属する当期純損失										16,690
親会社株主に帰属する当期純損失	親会社株主に帰属する当期純損失										359,857

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

招集通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 654,145	千円 12,753,788	千円 △11,133,343	千円 △105,185	千円 2,169,405
当 期 変 動 額					
減 資	△604,145	604,145			-
欠 損 填 補		△16,933,893	16,933,893		-
親会社株主に帰属する 当期純損失			△359,857		△359,857
自己株式の取得				△849	△849
自己株式の処分		△14		15	1
連結子会社の清算による増減			△930		△930
資本剰余金から利益剰余金への振替		3,575,973	△3,575,973		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	△604,145	△12,753,788	12,997,131	△834	△361,636
当 期 末 残 高	50,000	-	1,863,788	△106,019	1,807,768

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	千円 △93,771	千円 100,479	千円 6,707	千円 3,731	千円 18,483	千円 2,198,327
当 期 変 動 額						
減 資						-
欠 損 填 補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失						△359,857
自己株式の取得						△849
自己株式の処分						1
連結子会社の清算による増減						△930
資本剰余金から利益剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△155,186	16	△155,169	△3,731	△18,483	△177,383
当 期 変 動 額 合 計	△155,186	16	△155,169	△3,731	△18,483	△539,020
当 期 末 残 高	△248,957	100,496	△148,461	-	-	1,659,307

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

株式会社CAICA DIGITAL
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CAICA DIGITALの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAICA DIGITAL及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2024年10月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	356,086	流 動 負 債	325,766
現 金 及 び 預 金	105,237	短 期 借 入 金	210,000
前 払 費 用	15,961	未 払 金	80,718
未 収 入 金	229,802	未 払 法 人 税 等	1,210
そ の 他	5,084	未 払 消 費 税 等	15,033
固 定 資 産	1,362,868	未 払 費 用	2,549
有 形 固 定 資 産	34,424	預 り 金	9,629
建 物 附 属 設 備	80	賞 与 引 当 金	4,941
工 具、器 具 及 び 備 品	33,844	そ の 他	1,684
土 地	500	固 定 負 債	99,396
無 形 固 定 資 産	1,641	関 係 会 社 長 期 借 入 金	69,000
ソ フ ト ウ ェ ア	200	繰 延 税 金 負 債	528
そ の 他	1,441	そ の 他	29,868
投 資 そ の 他 の 資 産	1,326,801	負 債 合 計	425,163
投 資 有 価 証 券	241,591	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	548,971	株 主 資 本	1,410,222
出 資 金	9,452	資 本 金	50,000
長 期 貸 付 金	1,285,103	資 本 剰 余 金	1,705,131
敷 金 保 証 金	31,249	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,705,131
長 期 未 収 入 金	424,124	利 益 剰 余 金	△238,889
そ の 他	525	そ の 他 利 益 剰 余 金	△238,889
貸 倒 引 当 金	△1,214,218	繰 越 利 益 剰 余 金	△238,889
資 産 合 計	1,718,955	自 己 株 式	△106,019
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△116,431
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△116,431
		純 資 産 合 計	1,293,791
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,718,955

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

科 目					金 額	
					千円	千円
売 上 高						421,085
売 上 原 価						54,202
売 上 総 利 益						366,883
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						343,983
営 業 利 益						22,900
営 業 外 収 益						
	受 取 利 息				7	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額				8,400	
	助 成 金 収 入 他				1,069	
	そ の 他				14	9,492
営 業 外 費 用						
	支 払 利 息 金				4,151	
	支 払 解 決				1,052	5,203
経 常 利 益						27,189
特 別 利 益						
	関 係 会 社 株 式 売 却 益				31	
	新 株 予 約 権 戻 入 額				3,731	3,762
特 別 損 失						
	投 資 有 価 証 券 評 価 損 額				108,504	
	貸 倒 引 当 金 繰 上 り 額				174,142	282,646
税 引 前 当 期 純 損 失						251,694
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税						△12,805
当 期 純 損 失						238,889

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	千円 654,145	千円 604,145	千円 17,430,748	千円 18,034,894	千円 △16,933,893	千円 △16,933,893
当 期 変 動 額						
減 資	△604,145	△604,145	1,208,290	604,145		
欠 損 填 補			△16,933,893	△16,933,893	16,933,893	16,933,893
当 期 純 損 失					△238,889	△238,889
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△14	△14		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	△604,145	△604,145	△15,725,616	△16,329,762	16,695,003	16,695,003
当 期 末 残 高	50,000	-	1,705,131	1,705,131	△238,889	△238,889

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	千円 △105,185	千円 1,649,961	千円 △94,194	千円 △94,194	千円 3,731	千円 1,559,498
当 期 変 動 額						
減 資						-
欠 損 填 補						-
当 期 純 損 失		△238,889				△238,889
自 己 株 式 の 取 得	△849	△849				△849
自 己 株 式 の 処 分	15	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△22,237	△22,237	△3,731	△25,968
当 期 変 動 額 合 計	△834	△239,738	△22,237	△22,237	△3,731	△265,706
当 期 末 残 高	△106,019	1,410,222	△116,431	△116,431	-	1,293,791

(金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。)

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

株式会社CAICA DIGITAL
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 安河内 明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷田 修一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAICA DIGITALの2023年11月1日から2024年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

株式会社CAICA DIGITAL 監査役会

常勤監査役 古 賀 勝 ㊟

社外監査役 杉 本 眞 一 ㊟

社外監査役 細 木 正 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	すずき しん 鈴木 伸 (1968年3月5日生)	1991年 3 月 株式会社ジャパンシステムクリエーション（現 当社） 入社 2005年 4 月 株式会社アイビート（現 当社） 執行役員 第一ソリューション開発部長 2008年 4 月 株式会社S J アルピーヌ（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年 4 月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第二ソリューション事業部 事業部長 2009年12月 聯迪恒星(南京)信息系統有限公司 取締役 2010年 4 月 株式会社S J I（現 当社） 執行役員 第三ソリューション事業部 副事業部長 2013年 1 月 Care Online株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス） 取締役 介護情報システム部長 2013年 7 月 当社 国内事業統轄本部 サービス事業本部長 2014年 4 月 当社 事業統轄本部 第一事業本部 本部長 2016年 4 月 当社 第一事業本部 本部長 2018年 1 月 当社 代表取締役社長 第一事業本部担当 第二事業本部担当 第三事業本部担当 BP推進室担当 フィンテック戦略室担当 2018年 1 月 株式会社東京テック（現 株式会社クシムソフト） 取締役 2018年 1 月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 取締役 2018年12月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 代表取締役社長 2018年12月 株式会社東京テック（現 株式会社クシムソフト） 代表取締役社長 2019年 1 月 当社 代表取締役社長 事業推進本部担当 営業部担当 第一ソリューション事業部担当 第二ソリューション事業部担当 クリプトカレンシー&テクノロジー事業部担当 インフラソリューション事業部担当 B P推進室担当 フィンテック戦略室担当 内部監査室担当 広報担当 事業推進本部長 フィンテック戦略室長委嘱 2019年 2 月 SJ Asia Pacific Limited Director（現任） 2019年 7 月 アイスタディ株式会社（現 株式会社クシム） 取締役 2019年 8 月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif） 取締役 2019年10月 株式会社カイカ分劃準備会社（現 株式会社C A I C Aテクノロジーズ） 代表取締役社長（現任） 2019年10月 株式会社エイム・ソフト（現 株式会社クシムソフト） 取締役 2020年 3 月 株式会社クシムインサイト 代表取締役副社長 2020年11月 C A I C Aテクノロジーズ事業本部担当 内部監査室担当 広報担当 C A I C Aテクノロジーズ事業本部本部長委嘱 2020年11月 株式会社C A I C Aデジタルパートナーズ 代表取締役社長 2021年 1 月 eフロント証券株式会社（現 株式会社E W J） 取締役 2021年 2 月 株式会社ネクス 取締役 2021年 3 月 株式会社Zaif Holdings（現 株式会社ZEDホールディングス） 取締役 2021年11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 取締役 2021年12月 株式会社カイカファイナンス 代表取締役社長（現任） 2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ZEDホールディングス） 代表取締役副社長 2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジ（現 株式会社Zaif） 代表取締役副社長 2021年12月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 代表取締役社長（現任） 2022年 4 月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ZEDホールディングス） 代表取締役社長 2022年 4 月 株式会社カイカエクスチェンジ（現 株式会社Zaif） 代表取締役社長 2022年11月 当社 代表取締役社長 ストラム事業本部 Web3事業本部 内部監査室、広報担当 Web3事業本部本部長 委嘱（現任） 2023年 1 月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director 2023年 1 月 EWARRANT FUND LTD. Director（現 任） 2023年 1 月 カイカ証券株式会社（現 株式会社E W J） 代表取締役社長（現任） 2023年11月 株式会社Zaif 代表取締役会長	20,890株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
2	やま ぐち けん じ 山口 健 治 (1970年11月19日生)	2003年 2 月 株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス） 入社 2003年 9 月 同社 取締役 2010年 2 月 株式会社シークエッジ・パートナーズ（現 株式会社ヴァンテージパートナーズ） 取締役 2011年 7 月 SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED DIRECTOR 2014年 3 月 株式会社シークエッジ・インベストメント（現 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス） 代表取締役 2015年 6 月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 2015年 9 月 SJ Asia Pacific Limited Director（現任） 2015年11月 当社 代表取締役 管理統轄本部担当 ガバナンス推進室担当 管理統轄本部長委嘱 財務経理本部長委嘱 2016年 1 月 当社 代表取締役専務 ガバナンス推進室担当 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱 2017年 2 月 株式会社東京テック（現 株式会社クシムテクノロジーズ） 取締役 2017年 3 月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 財務経理本部長委嘱 2017年 8 月 株式会社ネクス・ソリューションズ（現 株式会社実業之日本総合研究所） 取締役 2017年 8 月 株式会社ネクス 取締役 2017年11月 株式会社C C C T（現 株式会社クシムインサイト） 取締役 2018年 1 月 当社 代表取締役専務 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱 2018年 2 月 eフロント証券株式会社（現 株式会社EWJ） 取締役（現任） 2018年 2 月 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director 2018年 2 月 EWARRANT FUND LTD. Director（現任） 2019年 1 月 当社 代表取締役副社長 財務経理本部担当 総務人事部担当 財務経理本部長委嘱 総務人事本部長委嘱 2019年 3 月 アイスタディ株式会社（現 株式会社クシム） 取締役（監査等委員） 2019年 8 月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif） 取締役 2019年10月 株式会社カイカ分割準備会社（現 株式会社C A I C Aテクノロジーズ） 取締役 2020年11月 株式会社C A I C A デジタルパートナーズ 取締役 2020年11月 株式会社C A I C A テクノロジーズ 取締役 財務経理本部長、総務人事本部長、財務経理部長 委嘱 財務経理本部、総務人事本部 担当 2021年 3 月 株式会社Zaif Holdings（現 株式会社ZEDホールディングス） 取締役 2021年11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 取締役（現任） 2021年12月 株式会社カイカファイナンス 取締役（現任） 2024年 9 月 当社 代表取締役副社長 管理本部担当 管理本部長委嘱（現任） 2024年 9 月 株式会社C A I C A テクノロジーズ 取締役 管理本部担当 管理本部長委嘱（現任）	44,580株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	ふか み おさむ 深 見 修 (1972年3月17日生)	2011年 3 月 株式会社フィスコ 経営戦略本部長 2011年10月 株式会社ヤシマ 代表取締役（現任） 2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社 取締役（現任） 2012年10月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役（現任） 2013年 3 月 株式会社フィスコ 取締役 経営戦略本部長（現任） 2015年 4 月 株式会社ネクス 取締役（現任） 2016年 8 月 株式会社チチカカ（現 株式会社チチカカ・キャピタル）取締役 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ 取締役（現任） 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ 取締役（現任） 2018年11月 株式会社ネクスファームホールディングス 取締役（現任） 2019年 8 月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif）取締役 2021年 1 月 株式会社C A I C Aテクノロジーズ 取締役（現任） 2021年 1 月 株式会社C A I C Aデジタルパートナーズ 取締役 2021年11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス 取締役（現任） 2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ZEDホールディングス）取締役 2022年 1 月 カイカ証券株式会社（現 株式会社EWJ）取締役（現任） 2022年 4 月 株式会社実業之日本デジタル 取締役（現任） 2023年10月 ITAL-J JAPAN株式会社 取締役（現任） 2024年 1 月 当社 取締役（現任）	0株
4	かわ さき みつ お 川 崎 光 雄 (1972年5月28日生)	1996年 4 月 株式会社アットホーム 入社 2003年 8 月 株式会社船井総合研究所 入社 2011年 1 月 株式会社カテナシア設立 代表取締役（現任） 2011年 8 月 株式会社メディア・コンテンツ 取締役 2012年 9 月 一般財団法人アジア医療支援機構 監事（現任） 2012年12月 医療法人マザーキー 理事 2013年12月 社会福祉法人善光会 理事 2015年 6 月 当社 取締役（現任） 2017年 5 月 医療法人柏陽会 理事 2020年 4 月 医療法人美ら海ハシイ産婦人科 理事（現任） 2022年 7 月 医療法人社団ハシイ産婦人科 監事（現任） 2023年11月 株式会社ソフィレ 代表取締役（現任） 2024年 4 月 医療法人社団林産婦人科 理事（現任）	30,190株
5	いけ だ ゆう さく 池 田 祐 作 (1982年3月15日生)	2004年 4 月 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 入社 2007年10月 高橋公認会計士事務所 入所 2010年 2 月 税理士登録 2012年10月 いけだ税理士事務所開設 代表（現任） 2016年 1 月 合同会社 I K E D A 代表社員（現任） 2021年 1 月 当社 取締役（現任）	2,200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2024年10月31日現在の状況を記載しており、C A I C A 役員持株会における持分は含まれておりません。
3. 川崎光雄氏、池田祐作氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏、池田祐作氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 池田祐作氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有し、培った経験と専門知識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 川崎光雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年7ヶ月となります。
池田祐作氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏、池田祐作氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、川崎光雄氏、池田祐作氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の地位にある者も含まれます。よって、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

＜ご参考＞各候補者スキルマトリックス一覧表

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業 経営	財務 会計	事業 戦略	金融 知識	IT DX	マーケ ティン グ	法務・ コンプ ライア ンス
鈴木 伸	代表取締役社長	○		○		○		
山口 健治	代表取締役副社長	○	○		○			○
深見 修	取締役	○		○				
川崎 光雄	社外取締役	○					○	
池田 祐作	社外取締役	○	○					

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であり、第1号議案が承認可決された場合、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は20百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2005年2月15日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、本議案に係るストックオプションとしての新株予約権に関する当社の取締役の報酬等の額及び具体的な内容は、上記報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、本議案に係る取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

14,000個を上限とし、このうち、当社取締役に対して割り当てる新株予約権として14,000個（うち社外取締役は1,400個）を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,400,000株を株式数の上限とし、このうち、1,400,000株（うち社外取締役は140,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下、「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割

(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権の全部

を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨て）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 端数がある場合の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他
- その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区北青山三丁目6番8号

ザ スtrings 表参道 1階 グランドセントラル

電話 (03) 5778-4186



交通のご案内
(地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車 (B5出口より直結)

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。